

広島県収受	
第	号
28.3.28	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事務連絡
平成28年3月28日

各 (都道府県
保健所設置市
特別区) 薬務主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

毒物及び劇物取締法の「よくあるご質問」(HP)の追加掲載について
(毒劇物の現品を取扱わない事業所が同一ビル内で移転する場合の届出)

平素より、毒物及び劇物の適正な保管管理等に係る行政にご協力いただきありがとうございます。

別添のとおり、毒劇物の現品を取扱わない事業所が同一ビル内で移転する場合の届出についての解釈を、当室のHPの「◆毒物及び劇物取締法について」の「よくあるご質問」に追加掲載いたします。

